

都市計画に関する基本的な方針等改定推進委員会設置要綱

平成31年4月22日
31ま計発第10129号
区長決定

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき策定した大田区都市計画マスタープラン、蒲田駅周辺地区グランドデザイン及び空港臨海部グランドビジョンについて、学識経験者の専門的かつ幅広い見地からの指導及び提言を踏まえて改定するため、都市計画に関する基本的な方針等改定推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大田区都市計画マスタープランについての検討及び区への提言
- (2) 蒲田駅周辺地区グランドデザインについての検討及び区への提言
- (3) 空港臨海部グランドビジョンについての検討及び区への提言
- (4) まちづくりに関する個別計画及び調整に関する必要な事項

(構成)

第3条 推進委員会は、区長が委嘱する委員6名程度で構成する。

- 2 推進委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進委員会は、委員長が招集する。

- 2 推進委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(顧問)

第5条 推進委員会は、区長が別に委嘱する顧問に対し、必要に応じ検討内容について意見を求めることができる。

(専門部会)

第6条 推進委員会は、第2条第2号、第3号及び第4号の一部に関する事項を処理するため、蒲田駅周辺地区グランドデザイン専門部会及び空港臨海部グランドビジョン専門部会（以下「各専門部会」という。）を置くことができる。

- 2 各専門部会は、区長が委嘱し、又は任命する委員で構成する。
- 3 各専門部会にそれぞれ部会長を置き、各専門部会の委員（以下「部会委員」という。）の互選により定める。
- 4 各部会長に事故があるとき又は各部会長が欠けたときは、あらかじめ各部会長の指定する委員がその職務を代理する。
- 5 各専門部会は、各部会長が招集する。
- 6 各専門部会は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 7 各専門部会の議事は、出席した各部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、各部会長の決するところによる。
- 8 各部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 9 各部会長は、各専門部会で検討した結果を推進委員会に報告する。

(任期)

第7条 委員及び各部会委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の所掌事項が終了する日までとする。

- 2 任期の途中で委員又は各部会委員が欠ける場合は、その委員の残任期間について委員の補充をすることができる。

(会議の公開)

第8条 推進委員会は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員長及び各部長は、会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
- (3) 議題に個人情報が含まれている場合

2 各専門部会は、非公開とする。

3 前項ただし書及び前項の規定により会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

(謝礼)

第9条 推進委員会及び各専門部会に出席した委員（区職員は除く。）及び顧問には、謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第10条 推進委員会の庶務は、まちづくり推進部都市計画課都市計画担当において処理し、各専門部会の庶務は、まちづくり推進部都市開発課及びまちづくり推進部都市計画課空港臨海部担当において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会及び各専門部会の運営に関し必要な事項は、まちづくり推進部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 この要綱は、推進委員会及び各専門部会が第2条の所掌事項を終了した日限り、その効力を失う。